

2014年10月3日

岩手県議会
議長 千葉 伝 殿

【請願者】

岩手県盛岡市みたけ 3-38-20
被災者生活再建支援制度の拡充を求める

署名運動推進協議会いわて

代表世話人 瀬川 愛子

被災者生活再建支援制度の拡充について請願

【請願趣旨】

東日本大震災から3年半が経ちましたが、岩手では3万人以上もの被災者が今なお、応急仮設住宅やみなし仮設に暮らしています。一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、この地域で暮らすことが、被災者の最大の願いです。

住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために、不可欠な公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法は、2度の改正を経て全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、東日本大震災の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進みません。加えて、高齢者や生活困窮者など自宅再建が難しい人もおり、東日本大震災の実情にあわせた支援策が必要です。

また、昨今では全国各地でゲリラ豪雨や竜巻など局地的な災害も頻発していますが、こうした自然災害に対して、国民が等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることも求められます。

2007年度に改正された際に、国会は4年後に制度の拡充に向けて見直すとする付帯意見を付しましたが、見直すはずだった2011年に東日本大震災が起り、議論はされたものの総合的な見直しは行なわれていません。

岩手県からも国に対し被災者生活再建支援法の拡充を求めています。国の検討が進んでいるとは言いがたい状況です。そこで、県民運動によりこの要求を後押ししたいと考え、9月には県内各層20団体による「被災者生活再建支援制度の拡充を求める署名運動推進協議会いわて」を結成しました。今後、東北や全国とも力をあわせ国会請願を行い、制度の拡充を強く求めていく予定です。

つきましては、岩手県議会として、一日も早い復興と被災者の願いをかなえるために、以下を行っていただきたく請願いたします。

【請願項目】

以下の点について、地方自治法99条に基づき、国に意見書を提出することを求めます。

1. 被災者生活再建支援金の最高額を、500万円に引き上げること
2. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。
3. 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
4. 自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて拡充させること。